

市内幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行について

市内幼稚園4施設が、令和7年4月に、子ども・子育て支援新制度(特定教育・保育施設)へ移行を予定しています。また、4施設のうち1施設は、認定こども園(幼稚園型)への移行を予定しています。

認定こども園は、教育及び保育の一体的な提供による利用者の利便性の向上と待機児童の解消を目的に、国が設置を推進する施設であり、本市においても(仮称)藤沢市子ども計画への位置付けを進める中で、幼稚園からの移行の支援を行っています。

令和7年度4月移行予定の幼稚園の概要

施設名称	所在地	設置者	移行後の施設区分	移行日	認可定員	利用定員									
						3号認定 ^{※3}			2号認定 ^{※2}			1号認定 ^{※1}			合計
						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳	
相模幼稚園	下土棚550	学校法人相模学園	(幼稚園型)認定こども園	令和7年4月	350名	-	-	-	6名	7名	7名	60名			80名
青木幼稚園	円行2-10-13	学校法人俊幸学園	(施設型給付を受ける)幼稚園		490名	-	-	-	-	-	-	170名			170名
湘南台幼稚園	湘南台7-11-10	学校法人湘南台学園			194名	-	-	-	-	-	-	180名			180名
善行森の幼稚園	石川3914-1	学校法人善行学院			210名	-	-	-	-	-	-	180名			180名

※1 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの。

※2 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。

※3 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。



(参考)

①私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行について

位置付け・役割	新制度未移行の幼稚園「施設型給付」を受けない		認定こども園になって「施設型給付」を受ける		幼稚園のまま「施設型給付」を受ける
	(幼保連携型)	(幼稚園型)			
・学校教育を提供する施設	・学校教育を提供する施設	・学校教育と保育を提供する施設 ・市町村計画で把握された「教育・保育ニーズ」に対応	・学校教育を提供する施設 ・市町村計画で把握された「教育ニーズ」に対応	・学校と児童福祉施設の位置付け	・学校 ・保育機能を認定
・都道府県	・都道府県	(幼保連携型) ・都道府県・指定都市・中核市	(幼稚園型) ・都道府県	(幼保連携型) ・都道府県・指定都市・中核市	(幼稚園型) ・都道府県
・私学助成(一般補助・特別補助) ・子育てのための施設等利用給付	・私学助成(特別補助等)	・1号認定子ども ▶ 「教育標準時間」に対応する「施設型給付」	・「教育標準時間」に対応する「施設型給付」 ・私学助成(特別補助等)	・2号・3号認定子ども ▶ 「保育時間」に対応する「施設型給付」	・私学助成(特別補助等)
・選考は特に制約なし ・利用者負担額は設置者が設定(無償化給付の対象)	・選考は特に制約なし ・利用者負担額は設置者が設定(無償化給付の対象)	・応諾義務 ・定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考 ①抽選、②先着順、③建学の精神等、設置者の理念に基づく選考など公正な方法で選考(事前に明示することが必要)	・認定こども園(教育利用)及び幼稚園は、満3歳以上が無償化対象 ・認定こども園(保育利用)は3歳児クラス以上が無償化対象 ・上乗せ徴収可	・選考は特に制約なし ・利用者負担額は設置者が設定(無償化給付の対象)	・選考は特に制約なし ・利用者負担額は設置者が設定(無償化給付の対象)

②認定こども園(4類型)について

	幼保連携型認定こども園	幼稚園型認定こども園	保育所型認定こども園	地方裁量型認定こども園
法的性格	学校かつ児童福祉施設	学校(幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設(保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
設置主体	国、自治体、学校法人、社会福祉法人	国、自治体、学校法人	制限なし	
職員の要件	保育教諭(幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)
閉園日	11時間開園、土曜日の開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日の開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定